

○津山工業高等専門学校会計監査規程

〔昭和62年3月10日〕
規程第2号

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成13年1月6日規程第31号
平成16年3月19日規程第12号 平成18年4月1日規程第47号
平成30年12月12日規程第9号 令和2年2月26日規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年規則第34号）第45条の規定に基づく津山工業高等専門学校会計監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定め、もって会計経理の適正化を図ることを目的とする。

(監査の実施責任者)

第2条 監査の実施責任者は、事務部長とする。

(監査員等)

第3条 監査員は、総務課長又は総務課課長補佐（財務担当）とする。

2 監査補助員は、総務課、学生課の係長以上とし、監査員を補助するものとする。

第4条 監査員及び監査補助員は、公正かつ厳正に監査に当たらなければならない。

(監査員等の権限)

第5条 監査員及び監査補助員は、監査上必要な書類若しくは物件の呈示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

(監査事項)

第6条 監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 会計経理に関する法令等の適用に関する事項
- (2) 予算決算に関する事項
- (3) 物品に関する事項
- (4) 収入支出に関する事項
- (5) 債権に関する事項
- (6) 不動産に関する事項
- (7) 契約に関する事項

- (8) 旅費に関する事項
 - (9) 寄附金及び科学研究費補助金に関する事項
 - (10) 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - (11) その他校長が必要と認める事項
- (監査の時期)

第7条 監査は、毎年9月に実施するものとする。ただし、校長が必要と認めるときは、その都度実施することができる。

(監査の通知)

第8条 事務部長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項について監査実施計画を作成し、関係者に通知しなければならない。

- (1) 監査の方針
- (2) 監査の重点事項
- (3) 監査事項
- (4) 実施時期
- (5) その他監査に関して必要と認める事項

(監査の実施)

第9条 事務部長は、監査実施細目を定め、これにより監査を実施させなければならない。

(監査の立会等)

第10条 第8条により通知を受けた関係者は、帳簿、証拠書類その他必要な書類等を整備し、監査に立ち会わなければならない。

(監査の報告)

第11条 監査員は、監査を終了したときは、速やかに監査結果報告書を作成し、事務部長を経由して校長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第12条 校長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、直ちにその措置をとり、又は関係者に対しその措置をとることを求めなければならない。

(機構本部の意見聴取等)

第13条 事務部長は、監査結果について、機構本部その他関係官庁等の意見又は指示を求める必要があると認めるときは、当該事項について意見を聴取

し、又は指示を受けるものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月28日規程第10号）

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成13年1月6日規程第31号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規程第19号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第47号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日規程第9号）

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則（令和2年2月26日規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。